

## 国民健康保険運営協議会について

### 運営協議会の位置づけ

#### I. 国民健康保険法（一部抜粋）

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、国民健康保険事業費納付金の徴収、都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議するため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（市町村が処理することとされている事務に係るものであって、保険給付、保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(都道府県、市町村が処理することとされている事務に限る)を審議することができる。
- 4 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

## II. 国民健康保険法施行令（一部抜粋）

第3条 3 国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

4 国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 委員の定数は、条例で定める。

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## III. 国立市国民健康保険条例（一部抜粋）

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、規則で定める。

#### IV. 国立市国民健康保険運営協議会規則(一部抜粋)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次の事項を審議する。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事。
- (2) 保険税の賦課方法に関する事。
- (3) 療養の給付期間に関する事。
- (4) 保険給付の種類および内容に関する事。
- (5) 保健施設の実施大綱の策定に関する事。
- (6) その他国民健康保険事業運営に関する重要事項

第3条 市長は、諮問事項についてあらかじめ会長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

第4条 協議会は、市長から諮問を受けたときは、その都度会議を開き、すみやかに答申しなければならない。

第5条 協議会は、国民健康保険事業の運営に関し、市長に建議することができる。

2 前項の建議は、書面で提出しなければならない。ただし、緊急を要するときは口頭によることができる。

第9条 会議は、委員定数の半数以上が出席し、かつ、国立市国民健康保険条例第2条第1号から第3号までに規定する委員の1人以上が出席していなければ開くことができない。

第10条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

○国立市国民健康保険条例

昭和34年4月1日条例第12号

国立市国民健康保険条例

(市が行う国民健康保険の事務)

**第1条** 市が行う国民健康保険の事務については、法令の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(国立市国民健康保険運営協議会の委員の定数)

**第2条** 国立市国民健康保険運営協議会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項の規定により置かれた市の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(規則への委任)

**第3条** 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

**第4条** 削除

(被保険者とししない者)

**第4条の2** 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所され若しくは入所を委託されている者のうち、別に市長が定める基準に該当するものは、被保険者とししない。

2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの(児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者のある者を除く。)は、被保険者とししない。

(一部負担金)

**第5条** 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付の際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部

負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であつて70歳に達する日の属する月以前である場合 100分の30
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 100分の20
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の20
- (4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 100分の30

#### 第5条の2 削除

#### 第5条の3 削除

#### 第6条 削除

（出産育児一時金）

**第7条** 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として42万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

（葬祭費）

**第8条** 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行なう者に対して、葬祭費として50,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（結核・精神医療給付金）

**第8条の2** 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号

に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあつた月の属する年度（結核医療給付金の申請のあつた月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の市町村民税（同法の特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されない者（条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。

(1) 20歳以上の被保険者 当該被保険者

(2) 20歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主

2 精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「支援法」という。）第58条の規定による負担において医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）に関する給付を受ける場合であつて、支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に該当する者である場合に支給する。

3 結核医療給付金又は精神医療給付金（以下「結核・精神医療給付金」という。）の支給を受けようとする被保険者は、規則の定めるところにより、市長に申請し、この条例による支給を受ける資格を証する書面の交付を受けなければならない。

4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号に定めるものとする。

(1) 結核医療給付金の支給額は、第1項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。

(2) 精神医療給付金の支給額は、第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に規定する額を限度とする。

5 被保険者が保険医療機関又は保険薬局について、第1項又は第2項の規定による医療に関する給付を受けたときは、市は、その被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に支払うべき前項に規定する額について、結核・精神医療給付金として、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該保険医療機関又は保険薬局に支払うことができる。

6 前項の規定による支払いがあつたときは、世帯主に対し、結核・精神医療給付金（第4項に規定する自己の負担の額に係る高額療養費を含む。）の支給があつたものとみなす。

(保健事業)

**第9条** 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業を行う。

**第10条** 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

**第11条** 市は、世帯主に対して別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

**第12条** 削除

**第13条** 世帯主が、法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し100,000円以下の過料を科する。

**第14条** 世帯主又は世帯主であつた者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

**第15条** 偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免がれた者に対しては、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

**第16条** 市長は、情状により前3条の過料の減免をすることができる。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(委任規定)

**第17条** この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 国立市国民健康保険税条例

(納税義務者)

**第1条** 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして、国民健康保険税を課する。

(課税額)

**第2条** 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）および介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付



金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は58万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

**第3条** 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.50を乗じて算定する。

- 2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額または山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

**第4条** 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について20,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

**第5条** 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.80を乗じて算

定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

**第6条** 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

**第7条** 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.85を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

**第8条** 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,000円とする。

(賦課期日)

**第9条** 国民健康保険税の賦課期日は、4月1日とする。

(納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金)

**第10条** 保険税の納税者は、次条に規定する納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入するときは、当該税額または納入金額の納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限)の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、または納入書によつて納入しなければならない。

(徴収の方法)

**第11条** 国民健康保険税は、第14条、第18条および第19条の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。

(納期)

**第12条** 普通徴収の方法によつて徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

- 2 次条の規定によつて課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。  
(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

**第13条** 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもつて算定した第2条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

- 2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅したものには、その消滅した日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもつて算定した第2条第1項の額を課する。

- 3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主(以下次項までにおいて「2項世帯主」という。)である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主(以下次項までにおいて「1項世帯主」という。)となつた場合には、当該1項世帯主となつた日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となつた者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となつた日の属する月から月割をもつて当該納税義務者に課する。

- 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となつた場合には、当該2項世帯主となつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となつた者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となつた日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となつた場合において、当該2項世帯主となつた日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から月割をもつて当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

- 5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となつた者がある場合には、当該被保険者となつた日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額

から当該被保険者となつた者が、当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を当該被保険者となつた日の属する月から月割をもつて当該納税義務者に課する。

6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなつた者がある場合には、当該被保険者でなくなつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を、当該被保険者でなくなつた者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を当該被保険者でなくなつた日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなつた場合において、当該被保険者でなくなつた日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から月割をもつて、当該納税義務者の国民健康保険税から減額する。

7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となつた者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となつた者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者に課する。

8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなつた者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなつた者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

（特別徴収）

**第14条** 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者

である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によつて国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となつた場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によつて徴収することができる。

（特別徴収義務者の指定等）

**第15条** 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

（特別徴収税額の納入の義務等）

**第16条** 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

（被保険者資格喪失等の場合の通知等）

**第17条** 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市長に通知しなければならない。

（既に特別徴収対象被保険者であつた者に係る仮徴収）

**第18条** 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によつて徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日

から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によつて徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となつた者に係る仮徴収)

**第19条** 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

- (1) 第14条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によつて徴収が行われなかつた場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となつた者 当該年度の初日から9月30日までの間
- (2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となつた者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間
- (3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となつた者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

(普通徴収税額への繰入)

**第20条** 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなつたこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第12条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

- 2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収す

べき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(国民健康保険税の減額)

**第21条** 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,000円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,700円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者および法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者(以下単に「特定同一世帯所属者」という。)1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,000円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1

条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,000円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,200円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

**第22条** 国民健康保険税の納税義務者である世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条において同じ。)である場合における第3条および前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第22条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号において同じ。)」とする。

(国民健康保険税に関する申告)

**第23条** 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで(国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は当該納税義務が発生した日から15日以内)に、当該納税義務者およびその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者およびその世帯に属する被保険



者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合または当該納税義務者およびその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（特例対象被保険者等に係る申告）

**第24条** 国民健康保険税の納税義務者である世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

（国民健康保険税の減免）

**第25条** 市長は、国民健康保険税の納税義務者のうち、災害その他特別の事情がある者で当該納税義務者の申請によりもしくは特に必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納税義務者に対し、国民健康保険税を減免することができる。

（1）被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

（2）被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となつた者に限る。）の被扶養者であつた者

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）または地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者および同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

（国立市行政手続条例の適用除外）

**第26条** 国立市行政手続条例（平成7年3月国立市条例第3号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例に基づく処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 国立市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第1項第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

**第27条** この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、国立市市税賦課徴収条例（昭和29年条例第5号）の定めるところによる。

## 国民健康保険運営協議会規則

(目的)

**第1条** この規則は、国立市国民健康保険条例第3条の規定に基づき国立市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の職務)

**第2条** 協議会は、市長の諮問に応じて、次の事項を審議する。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事。
- (2) 保険税の賦課方法に関する事。
- (3) 療養の給付期間に関する事。
- (4) 保険給付の種類および内容に関する事。
- (5) 保健施設の実施大綱の策定に関する事。
- (6) その他国民健康保険事業運営に関する重要事項

(諮問事項の通知)

**第3条** 市長は、諮問事項についてあらかじめ会長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(答申)

**第4条** 協議会は、市長から諮問を受けたときは、その都度会議を開き、すみやかに答申しなければならない。

(建議)

**第5条** 協議会は、国民健康保険事業の運営に関し、市長に建議することができる。

- 2 前項の建議は、書面で提出しなければならない。ただし、緊急を要するときは口頭によることができる。

(委員)

**第6条** 協議会の委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員を辞職しようとするときは、事由を具して市長に届出なければならない。

(協議会の招集)

**第7条** 協議会に会長、副会長各1名をおく。

- 2 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。会長事故あるときは、副会長これを代理する。
- 3 招集は、会議開催の日前3日までにしなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

**第8条** 削除

(会議の定足数)

**第9条** 会議は、委員定数の半数以上が出席し、かつ、国立市国民健康保険条例第2条第1号から第3号までに規定する委員の1人以上が出席していなければ開くことができない。

(議決の方法)

**第10条** 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事参与の制限)

**第11条** 委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に加わることはできない。

(書記)

**第12条** 協議会に書記をおく。

- 2 書記は、市の職員をもつて充て、会長の指揮を受け、協議会の庶務に従事する。

(会議録の調製)

**第13条** 議長は、書記をして会議録を作成させ、これを保存させなければならない。

- 2 会議録には、会議の概要のほか、開会および閉会年月日、出席、欠席委員および説明のため出席した者の氏名ならびに議長において必要と認めた事項を記載しなければならない。

(会議録の署名)

**第14条** 会議録には、議長および議長の指名する2人以上の委員が、署名しなければならない。

# 国立市国民健康保険の概要

# 目 次

○平成31(2019)年度国立市国民健康保険特別会計予算概要	1,2ページ
○年齢階層別被保険者数	3ページ
○26市1人当たり医療費	4ページ
○療養給付費(一般分)の推移	5ページ
○保健事業・医療費適正化事業実施状況	6ページ
○26市国民健康保険税(料)	7ページ
○26市別 国民健康保険税 徴収実績一覧	8ページ
○国民健康保険財政繰入金	9ページ

平成31(2019)年度国立市国民健康保険特別会計当初予算概要

(歳入)

(単位：千円, %)

款	H31当初予算(A)		H30当初予算(B)		差引 (A) - (B)	増減率 (A)/(B)	主な増減内容
	予算現額	構成比	予算現額	構成比			
国民健康 1. 保険税	1,474,808	19.9	1,538,669	20.7	△ 63,861	△ 4.15	被保険者数の減を見込むことによる。 11月末時点決算見込額1,512,925千円。
2. 一部負担金	1	0.0	1	0.0	0	0.00	
3. 国庫支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.00	災害臨時特例補助金の頭出し分のみ計上。
4. 都支出金	4,942,397	66.6	4,859,345	65.5	83,052	1.71	普通交付金 +29,275千円、保険者努力支援分 △1,784千円、特別調整交付金分 △10,643千円、 都繰入金(2号分) +66,822千円、特定健康診査等負担金 △618千円 30年度は当初予算に計上していなかった、収納率成績による都繰入金(2号分)の交付金を計上。
5. 財産収入	1	0.0	1	0.0	0	0.00	
6. 繰入金	989,359	13.3	1,010,115	13.6	△ 20,756	△ 2.05	
(うち法定内)	(374,251)	(5.0)	(369,573)	(5.0)	(4,678)	(1.27)	保険基盤安定繰入金242,626千円(△1,146千円)、職員給与費等繰入金114,329千円(+8,624千円)、 出産育児一時金繰入金16,800千円(△2,800千円)。
(うち法定外)	(615,108)	(8.3)	(640,542)	(8.6)	(△ 25,434)	(△ 3.97)	うち保健事業費等(解消不要な赤字)分82,510千円(+818千円)、 その他(解消が必要な赤字)分532,598千円(△26,252千円)
7. 繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0	
8. 諸収入	14,503	0.2	14,503	0.2	0	0.00	
歳入合計	7,421,071	100.0	7,422,636	100.0	△ 1,565	△ 0.02	

## (歳出)

(単位：千円, %)

款	H31当初予算 (A)		H30当初予算 (B)		差引 (A) - (B)	増減率 (A)/(B)	主な増減内容
	予算現額	構成比	予算現額	構成比			
1. 総務費	105,766	1.4	92,886	1.3	12,880	13.87	隔年実施の保険証一斉更新関連費用7,689千円が増。 課税システムの改修にかかる費用が2,525千円が増。 職員構成の変動により職員人件費等が1,590千円が増。
2. 保険給付費	4,792,710	64.6	4,768,808	64.2	23,902	0.50	療養給付費(一般)+47,952千円(+1.19%)、療養給付費(退職)△16,973千円(△81.75%)、 高額療養費(一般)+9,817千円(+1.66%)、高額療養費(退職)△2,575千円(△80.37%)。
国民健康保険 3. 事業費納付金	2,389,561	32.2	2,428,025	32.6	△ 38,464	△ 1.58	一般医療分1,633,490千円(△23,963千円)、一般後期分545,604千円(△5,406千円)、 介護分208,558千円(△4,594千円)
共同事業 4. 拠出金	20	0.0	20	0.0	0	0.00	
5. 保健事業費	115,532	1.6	115,415	1.6	117	0.10	
6. 基金積立金	1	0.0	1	0.0	0	0.00	
7. 諸支出金	12,481	0.2	12,481	0.2	0	0.00	
8. 予備費	5,000	0.1	5,000	0.1	0	0.00	
歳出合計	7,421,071	100.0	7,422,636	100.0	△ 1,565	△ 0.02	



## 国民健康保険 年齢階層別被保険者数

平成29(2017)年度  
(平成30年3月末現在)

階層	被保険者数	構成率
0～4歳	324人	1.9%
5～9歳	351人	2.1%
10～14歳	372人	2.2%
15～19歳	465人	2.8%
20～24歳	747人	4.4%
25～29歳	793人	4.7%
30～34歳	813人	4.8%
35～39歳	852人	5.1%
40～44歳	1,043人	6.2%
45～49歳	1,153人	6.8%
50～54歳	1,111人	6.6%
55～59歳	1,210人	7.2%
60～64歳	1,568人	9.3%
65～69歳	2,997人	17.8%
70～74歳	3,046人	18.1%
計	16,845人	100.0%

平成28(2016)年度  
(平成29年3月末現在)

階層	被保険者数	構成率
0～4歳	339人	1.9%
5～9歳	393人	2.2%
10～14歳	424人	2.4%
15～19歳	496人	2.8%
20～24歳	766人	4.4%
25～29歳	819人	4.7%
30～34歳	854人	4.9%
35～39歳	941人	5.3%
40～44歳	1,118人	6.4%
45～49歳	1,187人	6.7%
50～54歳	1,167人	6.6%
55～59歳	1,190人	6.8%
60～64歳	1,710人	9.7%
65～69歳	3,281人	18.7%
70～74歳	2,896人	16.5%
計	17,581人	100.0%

差引

階層	被保険者数
0～4歳	-15人
5～9歳	-42人
10～14歳	-52人
15～19歳	-31人
20～24歳	-19人
25～29歳	-26人
30～34歳	-41人
35～39歳	-89人
40～44歳	-75人
45～49歳	-34人
50～54歳	-56人
55～59歳	20人
60～64歳	-142人
65～69歳	-284人
70～74歳	150人
計	-736人

## 国民健康保険26市別1人当たりの医療費

平成29(2017)年度

保 険 者	1人当たり医療費	順位
八王子市	337,561円	12位
立川市	320,446円	20位
武蔵野市	309,449円	25位
三鷹市	318,816円	21位
青梅市	341,712円	8位
府中市	323,684円	17位
昭島市	344,996円	6位
調布市	316,847円	23位
町田市	338,802円	10位
小金井市	315,131円	24位
小平市	317,258円	22位
日野市	338,337円	11位
東村山市	347,179円	4位

保 険 者	1人当たり医療費	順位
国分寺市	323,045円	18位
国立市	324,979円	16位
福生市	291,680円	26位
狛江市	335,269円	14位
東大和市	351,228円	2位
清瀬市	353,653円	1位
東久留米市	342,003円	7位
武蔵村山市	345,329円	5位
多摩市	349,315円	3位
稲城市	321,059円	19位
羽村市	341,547円	9位
あきる野市	337,103円	13位
西東京市	325,375円	15位

※1人当たり医療費は、一般被保険者及び退職被保険者に係る総費用額を合算し、年度平均被保険者数で割って算出。

## 療養給付費(一般分)の推移

		平成27(2015) 年度	平成28(2016) 年度	平成29(2017) 年度	28年-27年 (2016)-(2015)	29年-28年 (2017)-(2016)	28年/27年 (2016)/(2015)	29年/28年 (2017)/(2016)
入院	件数(件)	3,292	3,317	3,311	25	-6	0.76%	-0.18%
	日数(日)	52,156	51,418	52,348	-738	930	-1.41%	1.81%
	費用額(円)	1,873,562,500	1,881,727,150	1,877,653,110	8,164,650	-4,074,040	0.44%	-0.22%
入院外	件数(件)	143,424	139,694	134,402	-3,730	-5,292	-2.60%	-3.79%
	日数(日)	218,444	209,578	199,628	-8,866	-9,950	-4.06%	-4.75%
	費用額(円)	1,961,807,930	1,977,612,134	1,936,091,865	15,804,204	-41,520,269	0.81%	-2.10%
歯科	件数(件)	39,887	39,145	37,550	-742	-1,595	-1.86%	-4.07%
	日数(日)	75,497	71,523	66,784	-3,974	-4,739	-5.26%	-6.63%
	費用額(円)	498,592,290	475,728,290	452,254,620	-22,864,000	-23,473,670	-4.59%	-4.93%
調剤	件数(件)	98,701	96,841	93,805	-1,860	-3,036	-1.88%	-3.14%
	日数(日)	(120,537)	(116,944)	(113,156)	-3,593	-3,788	-2.98%	-3.24%
	費用額(円)	1,115,424,520	1,076,309,085	1,031,542,950	-39,115,435	-44,766,135	-3.51%	-4.16%
食事療養	件数(件)	(3,157)	(3,168)	(3,156)	11	-12	0.35%	-0.38%
	日数(日)	(139,000)	(135,209)	(137,614)	-3,791	2,405	-2.73%	1.78%
	費用額(円)	92,695,488	88,092,440	90,423,273	-4,603,048	2,330,833	-4.97%	2.65%
訪問看護	件数(件)	784	899	960	115	61	14.67%	6.79%
	日数(日)	4,313	5,059	5,524	746	465	17.30%	9.19%
	費用額(円)	47,560,450	56,602,690	60,586,340	9,042,240	3,983,650	19.01%	7.04%
計	件数(件)	286,088	279,896	270,028	-6,192	-9,868	-2.16%	-3.53%
	日数(日)	350,410	337,578	324,284	-12,832	-13,294	-3.66%	-3.94%
	費用額(円)	5,589,643,178	5,556,071,789	5,448,552,158	-33,571,389	-107,519,631	-0.60%	-1.94%

## 保健事業・医療費適正化事業実施状況

### 特定健診受診状況・人間ドック助成利用状況

(単位:人)

	平成25 (2013)年度	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度
特定健診対象者数	13,655	13,552	13,479	13,131	12,519
特定健診受診者数	6,105	6,191	6,025	5,859	5,711
受診割合	44.71%	45.68%	44.70%	44.62%	45.62%
受診者のうち 人間ドック助成利用者	614	623	589	586	515

### 医療費適正化事業実施状況

(単位:円)

	ジェネリック医薬品差額通知			糖尿病性腎症重症化予防			頻回・多受診者指導			効果額計
	費用額	削減額	効果額	費用額	削減額	効果額	費用額	削減額	効果額	
平成28(2016)年度	476,600	33,292,171	32,815,571	1,800,000	2,550,000	750,000	1,000,000	2,638,224	1,638,224	35,203,795
平成29(2017)年度	491,466	39,795,791	39,304,325	1,050,000	1,450,000	400,000	1,000,000	1,399,680	399,680	40,104,005
差引			6,488,754			-350,000			-1,238,544	4,900,210

## 26市 国民健康保険税(料)

保険者	税・料		平成30(2018)年度保険税(料)率									平成29(2017)年度決算			
			基礎 賦 課 分			後期高齢者支援金等賦課分			介護納付金賦課分			平均所得 (千円)※注3	一人当たり 保険税(料)額 (円)	保険税(料) 負担率(%)	
			所得割	均等割	平等割 限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額				
八王子市	税		5.50%	29,000円	—	58万円	1.80%	11,000円	19万円	1.60%	12,000円	16万円	810	84,922	10.48
立川市		料	6.54%	31,400円	—	58万円	2.13%	11,100円	19万円	1.61%	14,300円	16万円	902	97,782	10.84
武蔵野市	税		4.90%	24,200円	—	54万円	1.75%	9,000円	19万円	1.45%	11,700円	16万円	1,701	96,504	5.67
三鷹市	税		4.80%	25,900円	—	54万円	1.80%	10,000円	19万円	1.40%	12,500円	16万円	1,207	89,911	7.45
青梅市	税		5.70%	26,600円	—	58万円	1.80%	9,600円	19万円	1.65%	9,800円	16万円	751	79,742	10.62
府中市	税		4.63%	22,920円	—	52万円	1.42%	6,840円	17万円	1.49%	9,240円	16万円	950	77,468	8.15
昭島市	税		5.60%	27,500円	—	58万円	2.25%	11,500円	19万円	1.70%	14,500円	16万円	778	88,832	11.42
調布市	税		5.00%	26,300円	—	54万円	1.79%	9,300円	19万円	1.58%	10,900円	16万円	1,160	91,336	7.87
町田市	税		5.20%	30,000円	—	58万円	1.76%	10,200円	19万円	1.55%	12,000円	16万円	927	89,582	9.66
小金井市	税		5.50%	26,000円	—	58万円	1.95%	14,000円	19万円	1.90%	16,000円	16万円	715	102,885	14.39
小平市	税		5.51%	23,700円	—	54万円	2.05%	11,400円	19万円	1.55%	15,500円	16万円	815	84,988	10.43
日野市	税		5.00%	27,000円	—	58万円	1.30%	9,000円	19万円	1.30%	12,000円	16万円	820	81,031	9.88
東村山市	税		5.35%	34,000円	—	58万円	1.80%	11,400円	19万円	1.80%	14,000円	16万円	895	87,137	9.74
国分寺市	税		4.43%	28,000円	—	54万円	1.37%	12,000円	19万円	0.99%	14,000円	16万円	907	86,947	9.59
西東京市		料	5.41%	31,600円	—	54万円	1.68%	6,500円	19万円	1.64%	14,300円	16万円	1,056	89,704	8.49
福生市	税		4.80%	25,000円	—	58万円	2.00%	11,900円	19万円	1.55%	12,400円	16万円	1,124	72,314	6.43
狛江市	税		5.25%	26,000円	—	58万円	1.83%	10,400円	19万円	1.68%	12,600円	16万円	986	90,909	9.22
東大和市	税		5.95%	28,000円	—	58万円	1.78%	8,500円	19万円	1.90%	10,600円	16万円	1,086	83,391	7.68
清瀬市	税		5.12%	28,000円	—	52万円	1.81%	10,000円	17万円	1.90%	13,000円	16万円	1,048	82,331	7.86
東久留米市	税		4.90%	32,900円	—	58万円	1.94%	12,700円	19万円	1.61%	14,000円	16万円	784	89,342	11.4
武蔵村山市	税		5.35%	28,700円	—	58万円	1.68%	11,200円	19万円	1.60%	14,600円	16万円	824	80,614	9.78
多摩市	税		5.08%	26,000円	—	58万円	1.63%	11,000円	19万円	1.47%	10,700円	16万円	884	81,715	9.24
稲城市	税		4.68%	29,400円	—	58万円	1.16%	7,600円	19万円	2.19%	13,100円	16万円	887	79,303	8.94
羽村市	税		5.54%	24,400円	—	58万円	2.09%	10,300円	19万円	1.87%	12,000円	16万円	938	81,694	8.71
あきる野市	税		5.03%	20,000円	10,800円	58万円	1.62%	9,000円	19万円	1.53%	12,000円	16万円	950	80,103	8.43
国立市	税		5.50%	20,000円	—	54万円	1.80%	10,000円	19万円	1.85%	11,000円	16万円	976	90,818	9.31
協会けんぽ			9.90%							1.57%			3,849	417,801	10.85
健保組合			9.215%							1.519%			5,576	489,572	8.78

注1 資産割を賦課している保険者はありません。

注2 後期高齢者支援金等賦課分、介護納付金賦課分において、平等割を賦課している保険者はありません。

注3 協会けんぽ、健保組合は、所得ではなく総報酬額を元に算出しています。

注4 協会けんぽの平均所得は平成29(2017)年9月30日までの1年間の平均、一人当たり保険料額は平成28(2016)年度実績となっています。

平成29(2017)年度 26市別 国民健康保険税 徴収実績一覧表 (決算)

(単位:%)

現年課税分						滞納繰越分						総合					
順位	前年同期	市名	収納率	前年収納率	増減	順位	前年同期	市名	収納率	前年収納率	増減	順位	前年同期	市名	収納率	前年収納率	増減
1	1	狛江市	97.86	98.12	▲ 0.26	1	1	国立市	50.82	51.76	▲ 0.94	1	1	国立市	94.01	93.63	0.38
2	2	稲城市	97.05	96.56	0.49	2	6	小金井市	46.00	38.18	7.82	2	3	狛江市	93.42	90.86	2.56
3	5	小金井市	96.89	95.37	1.52	3	5	西東京市	44.00	39.20	4.80	3	2	東久留米市	90.78	90.92	▲ 0.14
4	3	国立市	96.75	96.48	0.27	4	2	東久留米市	43.21	45.48	▲ 2.27	4	6	稲城市	90.62	88.89	1.73
5	4	あきる野市	95.73	95.46	0.27	5	4	あきる野市	39.64	43.89	▲ 4.25	5	4	あきる野市	89.92	89.75	0.17
6	7	国分寺市	95.72	94.99	0.73	6	3	日野市	39.59	44.09	▲ 4.50	6	7	小金井市	89.48	85.43	4.05
7	6	東久留米市	95.12	95.12	0.00	7	10	狛江市	38.54	33.07	5.47	7	5	日野市	88.49	88.95	▲ 0.46
8	8	多摩市	94.90	94.62	0.28	8	7	稲城市	37.97	37.53	0.44	8	11	西東京市	85.37	82.24	3.13
9	9	日野市	94.53	94.41	0.12	9	9	三鷹市	36.89	33.08	3.81	9	9	国分寺市	84.74	83.47	1.27
10	11	府中市	94.24	93.34	0.90	10	16	福生市	34.02	28.90	5.12	10	8	三鷹市	84.44	83.57	0.87
11	10	武蔵野市	93.78	93.79	▲ 0.01	11	11	武蔵村山市	33.82	32.44	1.38	11	10	武蔵野市	83.92	83.42	0.50
12	13	昭島市	93.75	93.16	0.59	12	15	町田市	32.94	29.36	3.58	12	21	多摩市	83.87	79.10	4.77
13	16	町田市	93.70	92.79	0.91	13	21	多摩市	32.08	26.95	5.13	13	13	町田市	82.76	80.84	1.92
14	12	三鷹市	93.68	93.25	0.43	14	12	立川市	31.31	31.20	0.11	14	20	東村山市	81.964	79.33	2.63
15	14	東大和市	93.59	92.99	0.60	15	20	小平市	31.20	27.23	3.97	15	25	府中市	81.962	76.81	5.15
16	17	小平市	93.26	92.67	0.59	16	13	清瀬市	31.15	30.77	0.38	16	16	小平市	81.93	80.32	1.61
17	20	東村山市	93.03	91.85	1.18	17	8	武蔵野市	31.00	33.87	▲ 2.87	17	12	昭島市	81.89	81.48	0.41
18	15	青梅市	92.92	92.88	0.04	18	24	府中市	30.78	24.88	5.90	18	17	立川市	81.56	80.31	1.25
19	22	西東京市	92.91	91.61	1.30	19	14	国分寺市	29.73	29.48	0.25	19	14	東大和市	81.48	80.46	1.02
20	19	武蔵村山市	92.71	91.86	0.85	20	16	羽村市	27.99	28.90	▲ 0.91	20	18	清瀬市	80.94	79.57	1.37
21	18	調布市	92.70	92.60	0.10	21	23	調布市	27.88	25.69	2.19	21	22	武蔵村山市	80.63	79.06	1.57
22	23	立川市	92.37	91.15	1.22	22	18	東大和市	27.70	27.77	▲ 0.07	22	19	調布市	80.46	79.47	0.99
23	24	羽村市	92.25	91.08	1.17	23	26	東村山市	27.46	22.55	4.91	23	15	青梅市	80.34	80.41	▲ 0.07
24	21	清瀬市	92.11	91.77	0.34	24	22	昭島市	26.81	26.20	0.61	24	24	福生市	77.73	77.02	0.71
25	25	八王子市	90.54	90.26	0.28	25	19	青梅市	25.17	27.32	▲ 2.15	25	23	羽村市	77.40	77.22	0.18
26	26	福生市	89.37	89.31	0.06	26	25	八王子市	24.45	24.50	▲ 0.05	26	26	八王子市	74.18	74.46	▲ 0.28
平均			93.90	93.37	0.54	平均			33.93	32.47	1.46	平均			84.01	82.58	1.43

国民健康保険財政繰入金(26市各総額及び1人当たりの額)

(単位:円)

市名	平成29(2017)年度			平成28(2016)年度		
	その他繰入金	被保険者 一人当たりの額	順位	その他繰入金	被保険者 一人当たりの額	順位
八王子市	3,501,692,764円	24,962円	6	4,502,987,216円	30,499円	10
立川市	571,572,016円	13,632円	2	1,110,739,446円	24,955円	4
武蔵野市	1,024,858,073円	32,606円	15	1,023,902,651円	31,237円	11
三鷹市	1,883,000,000円	45,860円	23	1,743,000,000円	40,330円	22
青梅市	684,457,000円	19,692円	5	980,332,000円	26,559円	7
府中市	2,411,139,000円	43,122円	22	2,589,540,000円	43,836円	24
昭島市	773,043,000円	28,494円	10	740,696,000円	25,620円	5
調布市	1,725,489,000円	34,626円	16	1,975,184,000円	37,659円	17
町田市	2,616,048,286円	26,422円	8	3,512,253,875円	33,287円	13
小金井市	250,000,000円	10,170円	1	300,000,000円	11,657円	1
小平市	1,590,048,377円	38,050円	19	1,675,561,270円	38,060円	20
日野市	1,238,762,524円	31,399円	14	1,205,830,000円	29,092円	8
東村山市	1,248,380,564円	34,892円	17	1,461,178,400円	38,567円	21
国分寺市	1,455,476,000円	57,909円	26	1,607,155,000円	61,302円	26
西東京市	1,670,000,000円	36,778円	18	1,810,000,000円	37,765円	18
福生市	800,000,000円	46,585円	24	740,000,000円	40,988円	23
狛江市	582,635,139円	31,057円	13	575,490,311円	29,134円	9
東大和市	799,436,000円	38,727円	20	724,863,000円	32,787円	12
清瀬市	750,000,000円	40,921円	21	700,000,000円	36,084円	16
東久留米市	410,000,000円	14,615円	3	445,341,388円	14,743円	2
武蔵村山市	595,561,000円	30,490円	11	800,023,000円	37,839円	19
多摩市	1,003,081,941円	27,633円	9	1,000,000,000円	25,948円	6
稲城市	354,751,417円	19,397円	4	650,099,000円	33,659円	14
羽村市	698,500,000円	50,473円	25	701,050,000円	47,503円	25
あきる野市	550,000,000円	26,033円	7	550,000,000円	24,368円	3
国立市	531,296,595円	30,864円	12	647,878,671円	35,574円	15
全市平均		32,131円			33,425円	

※ その他繰入金とは、赤字補てん分